様式第十三号（第十条の十四関係）

川崎市指令環廃　第１１８７号　　許可番号　第５７５００１７１３１号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　神奈川県横須賀市久里浜一丁目２０００番地

氏　　名　　株式会社　門倉商店

代表取締役　石渡　隆　様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

平成１９年１０月３１日

川崎市長　　阿　部　　孝　夫　印

許　可　の　年　月　日　　平成１９年１０月　１　日

許　可　の　有　効　期　限　　平成２４年　９　月３０日

１　事業の範囲
（１）　事業の区分
積替え又は保管を除く
（２）　特別管理産業廃棄物の種類
ア　感染性産業廃棄物　以上１種類

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

３　許可の条件

４　許可の更新又は変更の状況
平成１９年１０月　１　日　　更新許可

５　許可の申請がされた日における規則第１０条の１２第２項の規定により準用する規則第９条の２第３項に掲げる基準への適合性

６　規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　無

COPY

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。